

日記 第 22 号
平成 27 年 1 月 30 日

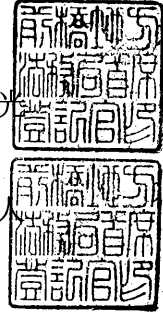
群馬土地家屋調査士会長 堀越義幸 殿

前橋地方法務局首席登記官

(不動産登記担当) 戸田千代光

前橋地方法務局首席登記官

(法人登記担当) 中村 雅人



登記に関する相談の取扱いについて (依頼)

平素、登記行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、前橋地方法務局では、「信頼され親しまれる法務局を目指して」を基本方針に適正迅速処理に職員一丸となって取り組んでおり、申請された登記事件を少しでも早く完了させるよう鋭意努力しているところです。

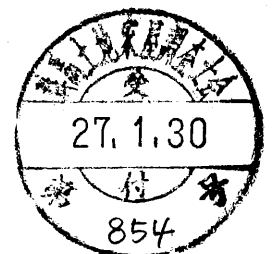
しかし、近年、一般個人による登記相談が増加するとともに、貴会員からの複雑困難な相談とあいまって、迅速処理に影響を与えかねない事態も生じています。

そこで、このような状況を改善し、貴会員を含めた利用者の利便性を向上させるため、平成 27 年 7 月 1 日 (水) から、当局管内の全登記所において、一般個人の相談者を対象に登記相談の事前予約サービスを導入することといたしましたので、お知らせいたします。

既に、貴会員からの相談については、原則として、事前に登記相談の概要及び資料を提出していただき (別添相談票参照)、相談日について登記所と調整する方法を実施し、御協力いただいているところですが (平成 23 年 9 月 1 日付け管内各所属長から貴会各支部長に依頼済み)、一部に、徹底されていない状況も見受けられます。

つきましては、効率的で円滑な登記相談体制がとれるように、再度、当該方法について、貴会員に対し周知・徹底いただきたく、お願い申し上げます。

また、相談及び申請書補正については、有資格者本人が行うよう、併せて御協力をお願いいたします。



登記相談票(権利・表示・商業法人)

No. _____

ふりがな 氏名		連絡先	FAX	()	—
			TEL	()	—
登記申請管轄法務局		前橋地方法務局	登記部門・支局・出張所		
登記申請予定年月日		平成	年	月	日

- ・相談日の予約のみの場合、1に○を付し、「〇〇登記について」、「〇市〇×番の地積更正について」など記入
- ・相談票を提出して窓口で相談をする場合、2に○を付し、相談内容を3欄に記入
- ・書面のみで相談をする場合、3に○を付す

1. 相談予約 ()
2. 相談予約 (相談内容は、3. 書面相談のとおり)
- 1又は2の 第1希望日 平成 年 月 日 時 分
- 第2希望日 平成 年 月 日 時 分

3. 書面相談

【相談の要旨】
【相談者の意見】
【資料(複数可)】
【回答希望日】 平成 年 月 日まで
【法務局回答】
【法務局回答日】 平成 年 月 日